

千葉市公告第383号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年6月9日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ヨークフーズ都町店

所在地 千葉市中央区都町二丁目6番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ヨーク

代表者の氏名 代表取締役 大竹 正人

住 所 東京都江東区青海2丁目5番10号

テレコムセンタービル西棟12階

3 変更した事項

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）名 称 （仮称）ヨークマート都町店

所在地 千葉市中央区都町二丁目6番1 外

（変更後）名 称 ヨークフーズ都町店

所在地 千葉市中央区都町二丁目6番1 外

（2）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）名 称 株式会社ヨークマート

代表者の氏名 代表取締役 川上 達郎

住 所 東京都千代田区二番町8番地8

（変更後）名 称 株式会社ヨーク

代表者の氏名 代表取締役 大竹 正人

住 所 東京都江東区青海2丁目5番10号

テレコムセンタービル西棟12階

（3）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

（変更前）名 称 株式会社ヨークマート

代表者の氏名 代表取締役 川上 達郎

住 所 東京都千代田区二番町8番地8

（変更後）名 称 株式会社ヨーク

代表者の氏名 代表取締役 大竹 正人

住 所 東京都江東区青海2丁目5番10号

テレコムセンタービル西棟12階

4 変更の年月日

- (1) 令和2年6月1日
- (2) 平成26年3月1日 他
- (3) 平成26年3月1日 他

5 変更の理由

- (1) 組織改編に伴う店舗名称の変更があったため
- (2) 設置者の住所の変更があったため
- (3) 小売業者の商号、代表者および住所の変更があったため

6 届出の年月日

令和3年4月23日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和3年6月9日から令和3年10月11日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで